

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認奈良地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年10月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年2月1日から8年7月1日までの期間及び16年1月1日から同年11月11日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年2月から同年7月までは30万円、同年8月から6年10月までは34万円、同年11月から7年2月までは30万円、同年3月は41万円、同年4月から同年12月までは50万円、8年1月から同年6月までは36万円、16年1月から同年10月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年3月1日から平成元年8月1日まで  
② 平成5年2月1日から9年7月1日まで  
③ 平成11年10月1日から16年11月11日まで

A社に昭和63年2月から営業職の正社員として勤務した。給与は固定給で、手取り額は最初の頃が25万円から30万円、平成5年から15年頃までは45万円ぐらいであった。16年には経営状態の悪化により33万円に減額されたが、それ以外に給与が引き下げられたことはなく、厚生年金保険の標準報酬月額は低すぎる。給与の振込先口座の写しと賃金台帳の一部を提出するので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③のうち、平成11年10月1日から13年10月1日までの期間に

ついて、オンライン記録によると申立人に係る標準報酬月額は当初 50 万円と記録されていたところ、同年 7 月 16 日付けで 11 年 10 月 1 日に遡って 15 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A社において申立人と同様に平成 13 年 7 月 16 日付けで 11 年 10 月 1 日に遡って訂正処理されている者が複数確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は平成 10 年頃から厚生年金保険料等の滞納があり、17 年 7 月に破産するまでの約 7 年間に、同社の事業主及び顧問税理士と社会保険事務所の職員との間で、保険料の納付について協議を重ねていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 7 月 16 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 13 年 10 月 1 日）において、申立人の標準報酬月額は 15 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②のうち、平成 5 年 2 月 1 日から 8 年 7 月 1 日までの期間について、申立人から提出された給与振込先口座の記録により、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立人と業務内容の同質性が高く、申立人と同日の平成 5 年 2 月 1 日及び同年 8 月 1 日に随時改定の記録が確認できる同僚から提出された源泉徴収票及び給与明細書によると、当該改定の前後において厚生年金保険料控除額に変動がないことが推認できる上、同保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが推認できることから、申立人においても、同様であったと認められる。

したがって、申立期間②のうち平成 5 年 2 月 1 日から 8 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記同僚の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額の推移から判断すると、5 年 2 月から同年 7 月までは 30 万円、同年 8 月から 6 年 10 月までは 34 万円、同年 11 月から 7 年 2 月までは 30 万円、同年 3 月は 41 万円、同年 4 月から同年 12 月までは 50 万円、8 年 1 月から同年 6 月までは 36 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間③のうち、平成 16 年 1 月 1 日から同年 11 月 11 日までの期間について、申立人から提出された 16 年源泉徴収簿兼賃金台帳により、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低いほうの額を認定することとなる。

したがって、申立期間③のうち平成16年1月1日から同年11月11日までの期間に係る標準報酬月額については、上記源泉徴収簿兼賃金台帳の厚生年金保険料控除額から、同年1月から同年10月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の平成16年源泉徴収簿兼賃金台帳及び同僚の給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、オンライン記録の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人から提出された普通預金口座取引明細表により、給与振込額の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、上記同僚から提出された平成元年分の源泉徴収票及び給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていたことが確認できることから、申立人についても当該同僚と同様であったものと考えられる。

申立期間②のうち、平成8年7月1日から9年7月1日までの期間について、申立人から提出された普通預金口座取引明細表により、給与振込額の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、上記同僚の源泉徴収票及び給与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、並びに当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額の推移から判断すると、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致すると推認される。

申立期間③のうち、平成13年10月1日から16年1月1日までの期間について、申立人に係る平成15年度市県民税課税証明書により、平成14年の給与の報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが推認できるものの、社会保険料控除額に見合う標準報酬月

額はオンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

また、上記同僚が、「平成13年頃から給与の支給方法が変更され、給与額15万円と歩合給に名目上分けて支給されていたが、給与振込先預金口座には、給与と歩合給の合計額が振り込まれていた。」旨証言しているところ、当該同僚の給与明細書により、13年7月以降、給与明細書が2枚に分かれ、報酬月額15万円の明細書から当該標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除され、もう一方の明細書からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、A社は平成17年7月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び事務担当者には照会を行ったが回答は得られず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立期間①、申立期間②のうち平成8年7月1日から9年7月1日までの期間及び申立期間③のうち13年10月1日から16年1月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①、申立期間②のうち平成8年7月1日から9年7月1日までの期間及び申立期間③のうち13年10月1日から16年1月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1416

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成13年9月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を同年9月は12万6,000円、同年10月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年9月1日から同年11月1日まで

A社に平成13年9月1日から正社員として勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。いつまで勤務したかは忘れてしまったが、当時の雇用契約書、給与支給明細書及び源泉徴収票の写しを提出するので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が保管している人事記録及び申立人が所持している給与支給明細書により、申立人は申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる報酬月額から平成13年9月は12万6,000円、同年10月は9万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成13年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月までの期間、同年 4 月から 63 年 3 月までの期間、同年 4 月から平成元年 3 月までの期間及び同年 7 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 12 月から 62 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで  
③ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで  
④ 平成元年 7 月から 2 年 3 月まで

結婚後は、妻が銀行窓口で毎月夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。しかし、妻の記録は納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録は申立期間①及び③が申請免除期間に、また申立期間②及び④が未納とされていることに納得できない。

免除手続については、全く記憶がない上に、当時の私の収入から考えても免除扱いになるとは考えられない。

申立期間当時、税理士が作成した確定申告書（控）があり、そこには国民年金保険料の金額も記載されているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「妻が銀行窓口で毎月夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。それは確定申告書（控）にも記載されている。」と主張し、昭和 59 年から平成元年までの分の確定申告書（控）を提出している。

しかしながら、申立人から提出された確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、国民年金の支払保険料として、一人分の保険料相当額しか記載されておらず、申立期間における国民年金保険料を夫婦一緒に納付した事実は確認できない上、i) 当該期間は、申立人の妻の国民年金保険料が納付済みで

あること、ii) 青色申告決算書において、申立人の妻は昭和 59 年から平成元年まで専従者給与を受けていることが確認できるところ、昭和 59 年、62 年及び 63 年については、その記載内容から妻が年末調整において自身の国民年金保険料に係る社会保険料控除を受けている様子がうかがえないことから、当該確定申告書に記載された一人分の国民年金保険料は、申立人の妻の分であると考えるのが自然であり、これをもって申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付けるものとは認め難い。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、昭和 58 年 12 月の欄に、「申免 90-5」の印影が確認できるところ、日本年金機構事務センターでは、「これは、申立期間当時の国民年金法第 90 条第 1 項第五号に定める『その他保険料を納付することが著しく困難であると認められるとき』に該当する場合に押されるものであり、申立期間当時は、被保険者から免除申請があった場合、何か特別な理由により家計から保険料を拠出することが困難であると認められた場合は、在職しているか否かは関係なく特例で免除が承認されていた。」としていることから、申立人からの免除申請手続がないにもかかわらず、免除の事務処理が複数回にわたって継続するとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、平成 3 年 3 月 11 日に国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人の納付記録を踏まえると、当該納付書はこの時点で未納とされていた申立期間④に係るものと推認される上、金融機関で納付した記録が同一人物に対して複数回漏れ、行政側が管理ミスに気付かず事務処理の誤りを長期に及んで継続することは考え難い。

加えて、提出された確定申告書（控）以外に申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月

年金事務所の調査により、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。申立期間の保険料は、申立期間より前の昭和59年4月及び同年5月の保険料と一緒に納付した。申立期間当時は3か月分の保険料の一括納付であり、2か月分だけの保険料を納付する旨の申出をしたことはなく、申立期間の保険料のみを納付しないのはおかしい。

また、厚生年金保険との重複期間として国民年金保険料の還付も受けていない。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時は3か月分の保険料の一括納付であり、申立期間を含む昭和59年4月から同年6月までの保険料をまとめて納付した。」と述べているところ、申立人が申立期間に居住していたA市では、「納付書は3か月ごとに送付していた。59年4月から同年6月までの保険料に係る納付書は同年3月頃に送付した。」としていることから、申立人の主張と当時の状況が一致し、かつ、申立期間の保険料と一緒に納付したとされる59年4月及び同年5月の保険料は納付済みである。

また、オンライン記録から、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であることが確認できるが、申立期間の納付書の送付時期が昭和59年3月であり、厚生年金保険の加入前であることから、申立期間の保険料を納付することは可能である。

さらに、申立人は、「2か月分だけの保険料を納付する旨の申出をしたこ

とはなく、資格喪失の手続をした記憶もない。」と述べているところ、昭和59年4月及び同年5月の保険料について、A市では、「送付していた3か月分の納付書では2か月分の保険料を納付することはできない。2か月分の保険料を納付するためには2か月分の納付書の発行の手続が必要である。」としており、資格喪失手続をしていないと主張している申立人が、2か月分の保険料のみを納付することは困難であり、送付された3か月分の納付書を利用して申立期間の保険料と一緒に納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳に到達した昭和 63 年\*月に両親から国民年金に加入するように勧められ、A 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。

当時学生で A 区に下宿しており、国民年金保険料の納付分を生活費と一緒に仕送りしてもらっていた。

申立期間の国民年金保険料は、銀行又は郵便局で納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳に到達した昭和 63 年\*月に A 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、毎月定期的に保険料を納付した。」としているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金被保険者の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、学生強制加入制度が適用された平成 3 年度に払い出されたことが推認できるとともに、平成 3 年 5 月 28 日に申立期間直後の元年 4 月の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該時点において申立期間の保険料は時効により納付することができなかったと考えられる。

また、オンラインシステムによる複数の読み方での氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

平成10年7月3日頃、A市役所で厚生年金保険から国民年金への切り替える手続を行った。その際、申立期間の未納保険料は納付が可能であるとの説明を受け、10万円の定期預金を解約しA市役所窓口にて現金でまとめて納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の平成10年7月頃、申立期間の過年度保険料と同年7月の保険料を一緒にA市役所窓口で納付したと述べているが、その時点で申立期間は納付期限の翌日から2年を経過しており、時効のため保険料を納付することができない。

また、保険料を納付するためには納付書が必要となるが、オンライン記録において申立期間に係る納付書が発行された形跡は無く、管轄年金事務所においても当該期間に係る領収済通知書は確認できなかった。

さらに、A市役所では過年度保険料は収納していない上、申立人が記憶する当該保険料の金額は申立期間の保険料と相違しており、同時に納付したとされる平成10年7月の保険料は転居先のB町で納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1245（事案 12、717、964、1143 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

昭和 36 年春、民生委員の女性二人が仕事場にしていた兄の自宅を訪れ、私に国民年金制度が始まったことを説明し、加入するよう勧めてくれた。

将来の年金のことを考えていたわけではなかったが、当時は生活に余裕があり、地元の名士からの勧めでもあったので、加入することにした。

一緒に仕事をしていた兄は既に入会していたため、集金人が来るたび、仕事場の会計を預かっていた私が、兄と私の二人分の保険料を支払っていた。集金は基本的には 3 か月に 1 回だったと記憶している。

昭和 38 年 10 月に兄の保険料が法定免除となり、それ以降は私一人分の保険料を支払った。申立期間の保険料納付記録が確認できないとのことで、これまで 4 回記録訂正の申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

しかし、間違いなく保険料は納付している。

行政側が記録を紛失したか、私の保険料が横領されたことが原因と考えられるので、再度調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の、過去 4 回の申立てについては、平成 19 年 11 月 30 日付け、21 年 12 月 16 日付け、22 年 11 月 25 日付け及び 23 年 6 月 22 日付けで、いずれも年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てに当たって「私は国民年金制度が始まった昭和 36 年春に国民年金に加入し、兄が法定免除となる前月の 38 年 9 月までは二人分の、その後は私一人分の保険料を 3 か月に 1 回程度集金人に納付した。現在私が保管している兄の国民年金手帳は、37 年 1 月 18 日に発行されており、国民年金印紙検認記録欄によると、36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間の保

険料の検認印日付が同年4月30日、また同年4月から38年9月までの当該日付が同年8月5日とされている。これは実際には市役所が加入から、かなり後になって国民年金手帳を発行し、検認印等もまとめて押していたことを示しており、実際の納付日とは異なる。」と主張している。

これに対し、A市役所では、申立期間当時の保険料の収納事務について、「保険料を収納するたびに検認印を押していた。」と回答しているものの、検認印の日付は被保険者の保険料納付日ではなく、集金人が、徴収した保険料と国民年金手帳を実際に市役所に持参した日である可能性が否定できないことから、申立人の主張のとおり、保険料収納後にまとめて押した可能性も否定できない。

しかしながら、申立人は、「兄が国民年金に加入して半年程度後に自分も加入したと思う。」と主張しており、兄の国民年金手帳記号番号が払い出された後、しばらくして申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられるため、昭和37年1月から同年7月までの期間の国民年金手帳記号番号払出簿の写しを当委員会において直接閲覧調査したところ、当該期間において、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、不自然な修正等により申立人の氏名が抹消された様子もうかがえないことが確認できる。

また、当該払出簿の調査においては、氏名の記入誤りにより申立人の記録が別人の記録として統合された可能性も考慮したが、もう一人の兄と同姓同名の被保険者の記録が確認できたものの、申立人と氏名が類似する被保険者はおらず、申立人の記録が誤って他人のものとされた形跡も見受けられなかった。

さらに、A市役所が、申立期間頃に在籍していた職員に確認したところ、当時横領事案が起きた記憶はないとのことで、社会保険庁（当時）が平成19年に実施した「市町村職員等による年金保険料の着服事案調査結果」においても同市において着服事案の発生は確認されていない。

加えて、申立人の申立期間に係る行政の記録は全て未納で一致しており、記録の紛失をうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の、「兄の国民年金保険料を納付して、自分の保険料を納付しないことはない。」との主張については、合理的であるが、申立人が主張する時期に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていないことから、申立人が、その主張のとおり、申立期間の保険料を納付できたとは考え難い。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1417 (事案 195 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 50 年 6 月 26 日から 52 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いので申立てを行ったが認められなかった。過去の書類を整理していたところ、申立期間②のものと思われる給料明細書を発見した。また、申立期間①について、3か月間通院し療養生活をしていた。勤務していたことは間違いないので、調査して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者記録からA社は昭和 29 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所として適用されていることは確認できるものの、当初から勤務していた事業主である申立人の父親の氏名は確認できず厚生年金保険被保険者として加入していなかったものと考えられること、ii) 申立人については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることは確認できるが、申立期間①及び②に係る申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無いこと、iii) 申立人が入社した3年後には申立人の弟が入社し、申立人が45年3月の結婚後には申立人の妻も同社に勤務していたとしているが、二人とも厚生年金保険の加入は申立人と同日の50年5月1日であることが同原票により確認できる上、申立人及びその妻は同年6月26日に資格喪失となっていること、iv) 申立期間当時、経営者である父親は、同社において厚生年金保険に加入しておらず、申立人の母親についても申立期間の加入記録は無く、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給料明細書等の関連資料も

無いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 4 日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①において 3 か月間通院し療養生活をしていたことを思い出し、申立期間②については、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給料明細書が見付かったとしている。

しかし、申立期間①について、申立人は、療養していた期間及び病院名について明確に記憶していない上、当該期間の健康保険証の使用状況のみをもって厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除について推認することはできない。

また、申立期間②について、申立人から提出された給料明細書を検証したところ、当該明細書は 7 月と記載されており、年の記載が無いものの、年金保険料欄及び健康保険料欄に記載されている金額から判断すると、当該明細書は、申立人の厚生年金保険被保険者記録の確認できる昭和 61 年 7 月の明細書であると考えられる。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 奈良厚生年金 事案 1418 (事案 993 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 3 日から同年 4 月 1 日まで

A社の後に勤務したB社(現在は、C社)の厚生年金基金年金裁定請求書が見付かった。その職歴欄にはA社の勤務が昭和 32 年 3 月から始まった旨記入されているが、自身で記入した記憶はなく、当時の事務担当者が厚生年金保険の被保険者記録を確認して記入したと思う。同年 3 月から勤務していたことは間違いないので、再度調査して厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人と同じ昭和 32 年に高校を卒業してA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、「3月から勤め始めたが、正式な入社は4月1日であった。」と証言しており、当該同僚の被保険者資格取得日が同年4月1日であること、ii) 同社は38年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主の連絡先は不明であり、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できないこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 26 日付けで、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、A社の後に勤務したB社を退職した際、同社厚生年金基金(現在は、D企業年金基金)に提出した年金裁定請求書の職歴欄の記載内容について、厚生年金保険被保険者記録を確認した上で記載されたものであると主張している。

しかしながら、D企業年金基金に当時の年金裁定請求書に係る事務処理について照会したところ、「当基金の裁定請求書の職歴欄は年金の受給資格を確認するために必要なものであり、申立人についてはB社における被保険者期間のみで受給資格を満たしているため、当基金において前職に係る記録を

照会する必要はない。当該裁定請求書は請求者自身が基金に対して提出すべきものであり、当基金が代理で職歴欄を記入することはなく、同行が当基金への手続を行うこともない。」と回答している。

また、昭和 32 年 3 月から勤務していたことは間違いないので再度申し立てたことであるが、前回の調査において申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは同僚の証言から推認できるものの、複数の同僚が同年 3 月から勤務し始めたが正式な入社は同年 4 月 1 日であった旨供述し、当該同僚の厚生年金保険の資格取得日も同日であり、今回提出された資料から、申立人のみ同僚と異なる取扱いであったことは確認できず、申立人のみが申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月29日から平成3年頃まで

A社における厚生年金保険被保険者期間が実際に勤務していた期間より短いように思う。定年後に嘱託として再雇用され、再雇用後の期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う。再雇用の後に退職したのは昭和天皇が亡くなる前の秋頃であった。調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、厚生年金基金加入員資格喪失通知書、健康保険被保険者資格喪失確認通知書、B厚生年金基金が保管する基金加入員台帳及びB健康保険組合の回答によると、申立人の資格喪失日は昭和63年9月29日であり、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、「退職したのは娘が結婚する前の秋であり、娘が結婚したのは昭和天皇が亡くなる前であった。」と述べているところ、申立人の記憶する退職時期はオンライン記録の喪失日と符合しており、申立期間は申立人の主張と矛盾している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち平成2年4月から3年3月までの期間は、国民年金保険料を申請免除されていることが確認できる上、申立人の妻は、昭和63年9月29日付けで国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更する手続を昭和63年度中に行い保険料を納付していることが確認できることから、申立人は厚生年金保険被保険者資格の喪失を認識していたものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年8月27日から33年9月頃まで  
高校を卒業し、専門学校に通った後に、昭和34年1月\*日に結婚するまでの間の約4年間、A社B営業所の工場に勤務していた。途中で、工場はB市からC県D市に移転し、私も30年から33年まで同県のD工場に勤務した。しかし、厚生年金保険被保険者記録は約1年しかない。同じ業務の同僚にはきちんと記録がある。調査の上、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B営業所に、結婚を契機に退職するまで約4年間勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が13か月しかないと主張している。

しかし、複数の同僚に照会したところ、申立人のA社B営業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間に被保険者記録を有する同僚は、申立人を記憶しているものの、昭和31年3月以降に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚は、B工場に勤務したことがなくD工場のみ勤務していたと供述しており、申立人を記憶していない又は申立人と一緒に勤務していないとしていることから、申立人が申立期間において同社B営業所のD工場に勤務していた証言は得られなかった。

また、A社B営業所は既に解散している上、当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、勤務の途中で工場がB市からC県D市に移転し、昭和30年から33年まで同県のD工場に勤務したと主張しているところ、工場移転日を確認できる資料等は現存していないが、30年3月にA社B営業所にお

ける厚生年金保険被保険者資格を取得した者は天神祭の日に従業員全員が同工場に異動した旨供述していることを踏まえると、同社の工場移転日は同年7月頃と考えられ、工場移転時には申立人も同社における厚生年金保険被保険者記録があり、上述のとおり翌年D工場に勤務し始めた複数の者は申立人を記憶していないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に不自然な点はみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 24 日から 39 年 7 月 29 日まで  
年金事務所からの通知で、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。脱退手当金を受け取った記憶がないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年9月17日に支給決定されているほか、A社に係る健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認でき、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人には記録上、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は申立期間に係る記号番号と異なっており、当時の事務処理においては、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未請求期間があることに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月から 19 年 6 月まで

私は、平成 13 年 4 月 1 日付けでA社からB社（現在は、C社）へ在籍  
出向し、両社から給与の支給を受けていた。出向期間中の標準報酬月額に  
ついて、出向先から支給されていた分が含まれていないと思うので、調査  
して記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令及び給与所得の源泉徴収票から判断すると、申立人  
が申立期間において、A社からB社へ出向し、両社から給料の支給を受けて  
いたことは確認できる。

しかしながら、C社が保管する申立期間の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳に  
よると、同社において申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていない上、  
申立人が所持する同社に係る平成 14 年から 18 年までの給与所得の源泉徴収  
票の社会保険料等の欄においても金額が記載されていないことから、同社で  
は厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、C社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得  
届によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日は申立期間後  
の平成 19 年 7 月 1 日であることが確認でき、申立期間においては同社では厚  
生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

なお、A社が保管する申立期間の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、  
同社においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除  
されていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚  
生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、年金記録に係る申立てに関し、個別の案件に係る年金記録に関する事項の調査審議を行う機関であり、申立てに係る事業所及び社会保険事務所（当時）等の事務取扱い等の是非について、審議、判断する機関ではない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 24 日から 53 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 60 年 10 月 26 日から 61 年 5 月 12 日まで  
③ 平成 11 年 7 月 30 日から 12 年 8 月 4 日まで

申立期間①について、私は、姉の友人の紹介により A 社で正社員として勤務していた。申立期間②について、私は、B 社で二交代制により勤務していた。申立期間③について、私は、C 社（現在は、D 社）の E 支店で夜間アルバイトとして勤務していた。いずれの期間も雇用保険の記録はあるが、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないため、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る A 社の雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、同期間において他の事業所での申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから在籍期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、平成 2 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所ではない期間である上、日本年金機構 E 事務センターは、「昭和 60 年 5 月 1 日に厚生年金保険法が改正されたことにより、61 年 4 月 1 日以降、A 社の業種は、常時 5 人以上の従業員を使用する法人の事業所であった場合、強制適用事業所となることから、申立期間①において、A 社の業種は、従業員の人数にかかわらず、非適用業種であった。」としている。

また、A 社は、「申立期間①当時は、雇用保険と労災保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①当時、A社の代表取締役及び申立人が記憶する同僚は、国民年金に加入していることが確認できる上、当該同僚は、「当時、給料から厚生年金保険料の控除はなかった。」と証言している。

- 2 申立期間②について、申立人に係るB社の雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②前後に被保険者資格を取得している同僚の雇用保険の資格取得日を調査したところ、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致しているものは確認できず、厚生年金保険より先に雇用保険の加入手続を行っている状況がみられることから、同社では従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間経過後に加入させていた可能性が高いものと考えられる。

また、B社は、「26年前となり、当時の状況を確認できる資料が保存されていない。」と回答している上、当時の社会保険担当者は、既に死亡しており、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B社が加入していたF厚生年金基金及びF健康保険組合は、「事業主から紙媒体で届出があったものについては電子データで記録を管理しているが、当該期間に対応する申立人の記録は無く、事業所から届出がなかったものと類推される。」と回答している。

加えて、上記の被保険者原票によると、申立期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号にも欠番が無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 申立期間③について、申立人に係るC社の雇用保険の被保険者記録により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により平成11年5月26日から同年8月10日までにC社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の雇用保険の資格取得日を調査したところ、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致していないものが多く確認でき、厚生年金保険より先に雇用保険の加入手続を行っている状況がみられることから、同社では必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、D社は、「平成15年に経営譲渡されたため、それ以前の記録は当社にはない。」と回答しており、当時の厚生年金保険の加入状況について不明であるものの、申立人はアルバイトとして勤務していたとしていると

ころ、当時の事業主は、「アルバイトの従業員については厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、G市によると、申立人は、申立期間③において同市の国民健康保険の被保険者であったとしている。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。